

はあとサポーター会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人たかのす福祉公社（以下「公社」という。）の設立目的及び事業運営に賛同し、協力しようと会員登録した者（以下「はあとサポーター」という。）及びその活動内容等について定めることを目的とする。

(会員)

第2条 はあとサポーターとは、公社の目的に賛同し、第3条に規定する会員区分により公社事業に協力しようと会員登録した者とする。

(会員区分)

第3条 はあとサポーターを次のように会員区分する。

- (1) 普通会员
 - (2) 特別会員
- 2 普通会员とは、個人の会員登録とする。
- 3 特別会員とは、団体等の会員登録とする。

(活動)

第4条 はあとサポーターは、以下の活動を行うものとする。

- (1) 公社が行う事業への協力
(はあとガーデン植栽、地域介護講座、はあとだよりの配布協力等)
- (2) 公社が行う事業の啓蒙・普及活動
- (3) その他必要と認められる活動

(特典)

第5条 はあとサポーターは、公社より次の特典が付与されるものとする。

- (1) 各種講習会等の案内
- (2) 公社情報提供誌「はあとだより」等による情報の提供
- (3) はあとピンバッジの交付
- (4) 有償福祉サービス事業の優待利用（普通会员のみとする。）
- (5) その他

(登録)

第6条 はあとサポーターに会員登録する場合は「はあとサポーター登録申込書」（別紙様式1）に必要事項を記入し、公社に届け出るものとする。

(会員証)

第7条 公社は、はあとサポーターに交付するピンバッジ（初回登録のみ）及び会費の受領証又は領収証をもって会員証とする。

(会費)

第8条 普通会員及び特別会員は会費を納入するものとする。

2 会費は、公社の事業年度（4月1日から翌3月31日）に基づく年額とし、次の区分によるものとする。

(1) 普通会員 一口 1,000円

(2) 特別会員 一口 5,000円

3 会費は一時納入とし、原則返還しないものとする。

(会費の納入)

第9条 会費は一時納入とし、登録申込書とともに会費を納入するものとする。

2 納入した会費は、原則返還しないものとする。

(会費の運用)

第10条 この会費は、その3分の1を実施事業等会計に充てるものとする。

(登録の変更)

第11条 登録内容に変更が生じた場合は登録変更届（別紙様式2）を公社に届けるものとする。

(登録の解除)

第12条 登録を解除しようとするとき登録解除届（別紙様式3）により、公社に届けるものとする。ただし死亡、転出または解散した場合はその限りではない。

(登録の抹消)

第13条 公社は、会員が次の事項に該当すると認めた場合は登録を抹消することができる。

(1) 会員が公社の名誉を毀損し、またはその趣旨に反した言動があったとき。

(2) その他、理事長が必要と認めたとき。

(補則)

第14条 この規則に定めのない事項については必要があるときは、理事長が別に定める。

2 この規程の改廃については、理事会の決議によるものとする。

附 則

1 この規則は、一般財団法人に移行登記した日（平成24年10月1日）から施行する。

2 一般財団法人移行前に会費を納入した賛助会員については、はあとサポーターとして登録したものとみなす。

3 この規則は、平成29年 6月 1日から施行する。